

埼玉県歯科口腔保健推進委員会設置要綱

(目的)

第1条 本県の歯科口腔保健医療のあり方等について提言を行うとともに、県の実施する歯科口腔保健事業の円滑な推進に資するため、その評価等についての協議を行うことを目的として歯科口腔保健推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は委員15名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、関係団体、行政機関のうちから保健医療部長が選任する。
- 3 委員会に委員長1名及び副委員長1名を置き、委員の中から互選する。
- 4 委員長は委員会を総括する。
- 5 議事進行は委員長が行う。
- 6 委員長に事故があるとき、又は欠けるときは、副委員長がその職務を代行することができる。

(任期)

第3条 委員の任期は2年間とする。ただし、初年度については委嘱された日からとし、最終年度の6月30日をもって任期を満了する。

県及び関係行政機関の職員である委員の任期は、当該職にある期間とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合は、速やかに補充する。
- 3 前項の委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

(協議事項)

第4条 委員会は、県内の歯科口腔保健医療状況を把握分析し、以下の事項に関する協議を行い、意見を取りまとめて保健医療部長に報告する。

- 一 地域歯科口腔保健医療のあり方
- 二 歯科口腔保健推進計画の策定及び進行管理
- 三 歯科口腔保健事業の評価等

(委員会の開催)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

(「小委員会」の設置)

第6条 委員会において、専門的事項等の検討のため、小委員会その他の機関（以下「小委員会」という。）の設置の必要を認める場合は、委員の総意によりこれを設置することができる。

2 小委員会の構成委員は、委員会の委員の中から委員長が任命する。ただし、検討内容により必要のあるときは、委員長が関係者の出席を求めて、説明または意見を聴くことができる。また、委員以外に小委員会委員を委嘱することができる。

3 小委員会委員の任期は第3条に準じる。

4 小委員会は、委員長が招集する。

(事務局)

第7条 委員会及び小委員会の事務局は保健医療部健康長寿課内に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 3年11月25日から施行する。

平成 6年 4月 1日 一部改正

平成 8年 8月30日 一部改正

平成10年10月28日 一部改正

平成12年 5月30日 一部改正

平成13年 6月11日 一部改正

平成17年 4月 1日 一部改正

平成22年 7月 6日 一部改正

平成24年 5月24日 一部改正

平成26年 3月 3日 一部改正

平成26年 7月 1日 一部改正